



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の決定・2件（村づくり計画課） 1
- 市営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） 2
- 村営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（中部土木事務所） 2
- 開発行為に関する工事の完了（南部土木事務所） 3

公安委員会事項

- 犯罪被害者等早期援助団体の指定 3
- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定 3

告 示

沖縄県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、屋嘉地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年12月17日から平成20年1月21日まで
- 3 縦覧に供する場所 金武町役場
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、仲程地区県営土地改良事業（老朽用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間 平成19年12月17日から平成20年1月21日まで
- 3 縦覧に供する場所 南城市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり市営土地改良事業の施行を同意した。

平成19年12月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 土地改良事業を行う者の名称 名護市
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 羽地大川地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（維持管理）
- 3 同意年月日 平成19年12月4日

沖縄県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成19年12月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 土地改良事業を行う者の名称 今帰仁村
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 羽地大川地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（維持管理）
- 3 同意年月日 平成19年12月4日

沖縄県告示第753号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年12月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 公共測量を実施する地域 八重瀬町字屋宜原の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成20年1月7日から同年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年12月14日

沖縄県中部土木事務所長 福地 貞夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年12月6日 沖縄県指令中土第662号、平成19年5月25日 沖縄県指令中土第132号（変更）、平成19年11月28日 沖縄県指令中土第617号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原309番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市上原2丁目18番10号 諸喜田徹
- 5 検査済証番号 平成19年11月30日 C第14号
- 6 工事完了年月日 平成19年11月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年12月14日

沖縄県南部土木事務所長 伊波 興 静

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年9月20日 沖縄県指令南土第207号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字大里2545番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字大里2508番1 宮城幸枝
- 5 検査済証番号 平成19年11月15日 N第89号
- 6 工事完了年月日 平成19年11月5日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第168号

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定により犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第2条の規定により公示する。

平成19年12月14日

沖縄県公安委員会

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター 那覇市旭町1番地
 - (2) 代表者の氏名 尚弘子
- 2 援助事業を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 事務所の名称 社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター
 - (2) 所在地 那覇市旭町1番地
- 3 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第2条第2項に規定する犯罪被害等
- 4 指定年月日 平成19年12月13日

沖縄県公安委員会告示第171号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成19年12月14日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	CR伝説の巫女MTZ	7P111700	愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	7P1117
回胴	伝説の巫女T	7S099400	愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	7S0994
回胴	ガロウデンセツスペシャル	7S081500	大阪府吹田市豊津町14番12号 株式会社SNKプレイモア	7S0815
回胴	まあさん	7S096000	東京都台東区台東4丁目13番21号 株式会社ラスター	7S0960
回胴	監獄JACK2	7S074300	東京都千代田区東神田2丁目5番12号 株式会社アリストクラートテクノロジーズ	7S0743
回胴	マッハGOGOGO2	7S084100	東京都千代田区東神田2丁目5番12号 株式会社アリストクラートテクノロジーズ	7S0841
回胴	マッハGOGOGO2B	7S075000	東京都千代田区東神田2丁目5番12号 株式会社アリストクラートテクノロジーズ	7S0750

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円